

災害復旧サポート事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、異常な自然現象等により公共土木施設が被災した際、県又は市町村からの要請に基づいて「災害復旧支援エンジニア（以下「支援エンジニア」という。）」を災害現地に派遣し、県又は市町村の行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において支援エンジニアとは、災害復旧制度を熟知し災害発生時等に県又は市町村の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等を行うことが可能な者として、公益財団法人山形県建設技術センター（以下「建設技術センター」という。）が、登録した者をいう。

(登録・解除)

第3条 建設技術センター理事長は、山形県の職員であった者から、第4条に定める業務を遂行できる豊富な経験と専門知識を有する者を本人の同意を得て登録する。

- (1) 支援エンジニアの登録期間は75歳までとする。
- (2) 支援エンジニアの登録期間中において、本人より辞退の届出があった場合は、登録を解除する。

(派遣)

第4条 建設技術センター理事長は、災害発生時に県又は市町村からの要請に基づき、支援エンジニアを派遣する。

(業務)

第5条 支援エンジニアは、派遣先の県又は市町村において、建設技術センター職員とともに、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災調査に関する支援
- (2) 復旧工法に関する技術的助言
- (3) 災害復旧事務に関する支援・助言

(責務)

第6条 支援エンジニアは、次に掲げる責務を有する。

- (1) 支援エンジニアは、講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努めること。
- (2) ボランティアとして活動し、特定の個人又は団体の便宜を図らないこと。

- (3) 災害現地において、現地活動の概況をとりまとめ、建設技術センター理事長に報告する。

(事務局)

第7条 本事業を円滑に運用するために、建設技術センター内に事務局を設ける。

事務局は、次の事務を行うものとする。

- (1) 支援エンジニアの登録に関する事務
- (2) 支援エンジニアの派遣に関する事務
- (3) 支援エンジニアの研修等の実施に関する事務
- (4) 支援エンジニアの活動のための費用支弁・ボランティア保険等に関する事務
- (5) その他本事業を円滑に運用するために必要な事務

(弁償費用)

第8条 支援エンジニアに対し、活動に要する費用(交通費、宿泊費等)として、建設技術センターの旅費規程により費用弁償を支給する。

(被服等の貸与)

第9条 支援エンジニアに対し、支援に必要な次に掲げるものを貸与する。

- (1) 上下作業着
- (2) ヘルメット
- (3) 長靴
- (4) その他特に必要なもの

(保険の加入)

第10条 支援エンジニアは、ボランティア保険に加入するものとし、これに要する費用は建設技術センターが負担する。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は建設技術センター理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年10月1日に施行した公益財団法人山形県建設技術センター災害復旧サポート事業実施要領により登録された最初の支援エンジニアの登録期間は、平成26年3月31日までの1年6ヶ月とする。
- 3 この要領の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要領の一部改正は、令和元年10月1日から施行する。